

議事の運営について

産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会グリーン電力の普及促進等分野ワーキンググループ（以下「WG」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. 本WGは、原則として公開する。ただし、プロジェクト実施者の意向も踏まえ、座長がWGを公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。
2. 配付資料及び議事要旨は、原則として公開する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。
3. 座長が特に必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。ただし、非公開情報に基づく議論を行う場合は、委員以外の者の出席を認めないこととする。
4. 委員は、自らが関与するプロジェクトの議決及び競合他社の非公開情報を扱う議論には参加できないこととする。自らが関与するプロジェクトの範囲及び確認方法は別紙に定めるとおりとする。
5. 委員は、WGに関して知り得た非公開情報は、WGの審議以外の目的で利用してはならない。
6. この運営要領に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

自らが関与するプロジェクトの範囲及び確認方法

1. 「自らが関与するプロジェクト」の範囲は、委員本人がプロジェクト実施者との間に以下の関係性を有する場合とする。
 - ① 実施者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族にある場合
 - ② 実施者と同一の組織に所属している場合
 - ③ 実施者の案件に関わっている又は実施者と契約関係にある等、密接な関係を有する場合
 - ④ 実施者の案件と直接的な競争関係にある場合
 - ⑤ その他事務局が該当すると判断した場合
2. 前項の「実施者」については、提案書の研究者一覧や事業実施体制に氏名が記載された研究者・研究開発責任者、プロジェクト実施企業の経営者をいう。
3. 第一項の規定への該当性は、委員本人と実施者の双方からの申告に基づき、事務局から座長に協議の上で判断する。申告を怠った場合は、不正行為として氏名及び社名等を公表する可能性がある。